

# 手続の際はマイナンバーを 忘れずにお持ちください

平成 28 年 1 月 4 日から

障がい福祉課での手続には原則「番号確認」と「身元確認」が必要になります。

## 個人番号カードを 持っている場合

番号確認と身元確認が  
カード 1 枚で可能です



個人番号カード



## 個人番号カードを持っていない場合

通知カードに加えて下記①のいずれか 1 点の書類が必要で  
す



通知カード



### ①いずれか 1 点の提示で身元確認できるもの

1	運転免許証
2	身体障害者手帳
3	精神障害者保健福祉手帳
4	療育手帳
5	住民基本台帳カード（写真付き）
6	旅券(パスポート)
7	在留カード
8	特別永住者証明書
9	運転経歴証明書
10	官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書であって、氏名及び生年月日又は住所が記載され、かつ、写真が表示されたもので市長が適当と認めるもの

通知カードと 1～10 のうち 1 点をお持ちください

1～10 をお持ちでない場合は次ページへ ↓

上記①の1～10をお持ちでない場合

通知カードに加えて下記②のうち2点の書類が必要です



通知カード



②下記のうち2点の提示で身元確認できるもの

11	国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療の被保険者証
12	生活保護証明書
13	自立支援医療受給者証
14	介護保険の被保険者証
15	児童扶養手当証書
16	特別児童扶養手当証書
17	国民年金手帳
18	国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書
19	共済年金又は恩給の証書
20	国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証
21	私立学校教職員共済制度の加入者証
22	健康保険日雇特例被保険者手帳
23	学生証であって、写真が表示されたもの
24	法人(国及び地方公共団体の機関を除く。)が発行した身分証明書であって、写真が表示されたもの
25	官公署が発行した書類であって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもので市長が適当と認めるもの
26	前各項に掲げる書類に類するものであって、市長が適当と認めるもの

通知カードと11～26のうち2点をお持ちください

## 代理人が本人に代わって窓口で申請等をする場合

次の③、④、⑤の書類をあわせてお持ちください

③

本人の番号確認

本人の個人番号カード (コピー可) または 本人の通知カード (コピー可) または 住民票の写し または 住民票記載事項証明書

個人番号が記載された本人の住民票の写し等 (コピー可)

○代理人がお持ちになる場合はコピーでも確認可能です



④

代理権の確認

委任状 (任意代理人 (家族、施設職員等)) または 戸籍謄本、その他その資格を証明する書類 (法定代理人 (成年後見人等)) または その他代理権を証明するものとして認められたもの



⑤

代理人の身元確認

上記①のうち代理人自身のものを1点 または 上記②のうち代理人自身のものを2点

窓口での本人確認についての問合せ先

那覇市障がい福祉課 電話番号 098-862-3275

土日祝日を除く 8:30~12:00 および 13:00~17:15